

議案第43号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和 5 1 年三田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 0 号の 1 0 の表以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表第 6 1 号の 8 を同表第 6 1 号の 1 0 とし、同表第 6 1 号の 3 から第 6 1 号の 7 までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 6 1 号の 2 中「(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)」を削り、同号を第 6 1 号の 4 とし、第 6 1 号の次に次の 2 号を加える。

(61)の 2 建築基準法第 8 6 条の 7 第 1 項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項に係る場合に限る。）をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 2 7, 0 0 0 円

(61)の 3 建築基準法第 8 6 条の 7 第 1 項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項に係る場合に限る。）をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 2 7, 0 0 0 円

別表第 6 9 号の 2 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。